

# 【 低圧電気取扱者特別教育 】

\*「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」ではありません。

## ＜ 実施要領 ＞

### 1. 受講対象者

(一社)秋田県労働基準協会

低圧の充電回路の敷設、修理の業務を行う方、または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行う場合に必要となる資格です。

電気事業法による電気主任技術者等の資格を取得されていてもこの資格が必要となります。

当協会では、開閉器の操作の業務のみを行う方への特別教育を対象としていますが、開閉器の操作以外の業務をされている方であっても、事業場での実技教育(6時間以上)を実施のうえ、実技実施の証明書を添付すれば、開閉器の操作以外の業務の特別講習として受講することができます。

### 2. 日時及び会場

〔日時〕 令和6年8月20日(火)

8時30分～17時30分

(8時20分から開講オリエンテーションを行います。)

●協働大町ビル

秋田市大町3丁目2-44

※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

### 3. 講習科目

#### 【学科】

低圧の電気に関する基礎知識 (1時間)

低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)

低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間)

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2時間)

関係法令 (1時間)

#### 【実技】

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (1時間)

※開閉器に限らない「低圧の活線作業及び活線近接作業」の特別教育では、6時間以上の実技教育が必要です。当協会の講習は、この実技を行わないため、この特別教育を必要とする場合には、各事業場で実技教育を実施し申請書にある「実技報告書」を提出してください。

### 4. 定員

80名 (定員になり次第締切ります)

### 5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	会員(*)	非会員
受講料(税込み)	9,452円	14,952円
テキスト代(税込み)	770円	770円
合計(税込み)	10,222円	15,722円

(\*)当協会の会員です。

※テキスト代は変更になる場合があります。

### 6. 受講申込方法

- 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。  
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和6年8月13日(火)** とします。
- 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合せください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
専務理事 町田 良則 (マチダ ヨシノリ)  
※振込は関係資料の送付後に行ってください。

### 6. その他

- 全科目を受講した方には「修了証」を交付致します。
- 事業場には「講習実施証明書」を交付致します。